

令和4年

行方市農業委員会

第6回総会会議録

(令和4年6月27日)

令和4年6月27日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第49号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第50号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第52号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第53号	現況証明願について
議案第54号	行方市農業振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定にについて
議案第55号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第56号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第57号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第58号	全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について
議案第59号	農業者年金加入推進について
議案第60号	農地パトロールについて
報告第28号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第29号	制限除外の移動届の受理について
報告第30号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第31号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第32号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
4番 茂木孝	5番 橋本清	6番 平塚実
7番 横瀬忠美	8番 古渡武文	9番 内藤宏一
10番 本澤政雄	11番 風間啓次	12番 根本正義
13番 小沼正二	14番 大久保正一	15番 郡司正彦
16番 椎名勇	17番 高塚利英	18番 根崎和枝
19番 清水量		

本日の出席推進委員

1番 深澤泉	2番 平山正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 箕輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	12番 鈴木喜昭
13番 野原賢一	14番 川島隆道	15番 石田充春
16番 関口順一		

- 3 本日の欠席委員 なし
 本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後3時00分 (会長挨拶)
事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年行方市農業委員会第6回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶、高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	それでは、総会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。 このところ梅雨が明けたような暑さが続いておりまして、そして本日最も早い梅雨明け宣言が出された模様であります。委員の皆さん、熱中症にならないように気をつけてお仕事のほうをさせていただきたいと思っております。 また、コロナウイルスもまだ感染に注意が必要な状況でありますので、こちらのほうも予防対策を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 本日は、農地の最適化推進委員の皆様にも出席をいただきまして、誠にありがとうございます。一緒に総会のほうを行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。
事務局	ありがとうございました。
	(経過報告)
事務局	それでは、続きまして、日程第3、経過報告。 6月の行事経過報告により説明いたします。 5月31日、農業委員会行方地域協議会理事会。こちらにつきましては、潮来市役所におきまして、高塚会長、椎名代理、事務局出席の下、令和4年度各種事業の実施についてほかを協議いたしました。 6月16日、常設審議委員会。こちらにつきましては、水戸市の市町村会館におきまして、清水委員、事務局出席の下、諮問案件の審査を行いました。行方市の案件もございまして、許可相当の答申を受けてきました。 6月27日、本日でございます。先ほど農政部会を開催いたしまして、令和5年度国・県・市農業施策に関する意見集約について協議を行いました。出席者につきましては、農政部会員及び事務局で行いました。 そして、本日第6回の総会になっております。
	(議長の選出)
事務局	それでは、続きまして日程第4に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長と

しての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議 長 それでは、議事のほうを進めてまいりたいと思います。
ただいまの出席委員は19名、欠席委員はありませんので、定数に達しております。
したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議 長 会期の決定についてですが、本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議録署名人の選出について。
議事録署名人を議長において次のように指名いたします。
3番近藤芳子委員 4番茂木孝委員。
よろしくをお願いいたします。

(書記の選出)

議 長 総会書記として事務局の寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議案の審議)

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第49号)

議 長 議案第49号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第49号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 ありがとうございます。
それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。
5 番 5番、橋本です。第1項の調査報告をします。
なお、この案件については、宮内、内山推進委員の協力の下、調査してまいりました。
申請人は市内白浜在住40歳代の会社員兼農業の男性です。譲渡人は同じく白浜在

		<p>住の50代の会社員兼農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るための売買による所有権の移転でございます。</p> <p>今回の権利の設定をしようとする土地は、自宅から約30mの距離です。農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当として調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	6	<p>16番、椎名です。第2項の調査報告をします。</p> <p>調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>受人は、行方市島並在住77歳農業の男性です。渡人は同市島並在住57歳農業の男性です。</p> <p>申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためです。区分は売買による所有権移転です。権利取得後の経営面積は10,699㎡となります。土地は受人の自宅すぐ下で50m、1分です。</p> <p>何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
8	番	<p>8番、古渡です。3項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件には、推進委員の川島委員に同行していただきました。</p> <p>譲受人は行方市玉造甲に住む59歳の農業兼会社員の男性です。譲渡人は埼玉県に住む無職の68歳の男性の方です。受人は田畑合わせて10,322㎡になります。</p> <p>申請理由は農業経営の規模拡大、区分は売買による所有権移転です。通作距離も車で3分から5分のところですが。場所は玉造カインズホームから西へ100mぐらい入ったところですが。</p> <p>何の問題もないものと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>

議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、風間です。4項の調査報告をします。 今回の調査は、根崎、内藤委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は市内芹沢地区在住31歳農業の男性です。家族4人でジャガイモ、サツマイモを448,660㎡耕作しております。譲渡人は神奈川県在住78歳無職の男性です。 申請事由は、農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 7番、横瀬です。第5項の調査報告をします。 この案件につきましては、茂木委員と共に調査してまいりました。 受人は鹿嶋市の農業法人です。主に2人でニンニク、サツマイモ、ナスなどを2町2反ほど営農しております。渡人は67歳同市山田に在住する農業の男性の方です。 申請事由は経営の規模拡大のためです。区分は売買による所有権の移転です。通作距離も20キロ、30分ほどと必要書類もそろっており、調査の結果は問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、第5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 6 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、椎名です。第6項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は潮来市在住50歳農業の男性です。渡人は行方市小高在住53歳自営業の男性です。 申請事由は農業経営の規模拡大、効率化のためです。区分は売買による所有権の移転です。権利取得後の経営面積は32,280㎡となります。自宅から土地までは13キロ、20分から25分となります。

農機具等もそろっており許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく
 お願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろっており何の問題もないということでした。審議を
 全 員 お願いいたします。ご異議ございませんか。
 議 員 異議なし。（全員一致）
 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、7項、8項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査
 3 番 3番、近藤でございます。7項、8項は関連がありますので、一括して調査報告い
 たします。
 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員さんの協力と事務局にも同席
 いただき調査しました。
 7項の受人は土浦市で太陽光発電を目的とした3社から成る有限責任事業組合で
 す。渡人は市内両宿在住農業の男性でございます。場所は県道島並鉾田線、化蘇沼
 稻荷神社より西に500mほどのところでございます。
 申請理由は営農型太陽光発電パネルを設置するための空中部分に区分地上権を設定
 するためのものがございます。期間は5条の支柱部分の許可期間と同一になるた
 め、令和7年6月17日までの3年間となります。
 続きまして、8項の受人は土浦市で太陽光発電事業を営む法人でございます。渡人
 は7項と同じ両宿在住の農業の男性でございます。申請事由は営農型太陽光パネル
 の下部の農地にブルーベリーを栽培するため使用貸借権を設定したいということ
 でございます。受人は農地所有適格法人の要件を満たしておりませんので、解除条件
 付の使用貸借により借り受けるものがございます。期間は7項同様3年間になりま
 す。営農の詳細につきましては5条のほうでご説明いたしますが、適切に営農され
 ていましたので、7項、8項については許可相当と調査してまいりました。皆様
 のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、適正に営農されており許可相当ということでした。審議をお願い
 いたします。ご異議ございませんか。
 全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、7項、8項は原案のとおり可決いたします。

議 長 （議案第50号）
 次に、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可につい
 ての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明
 する（別紙議案書のとおり）。

議 長 ありがとうございます。

		<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	0番	<p>10番、本澤です。第1項の調査結果についてご報告をいたします。</p> <p>なお、この調査には、清水、近藤両委員さん、そして横田、大原両推進委員さんの同行の下、調査をまいりました。</p> <p>申請人は市内小貫在住33歳の会社員の男性です、申請事由として、自己用住宅新築に当たり進入路が農地であることが判明したため違反転用の是正をするものです。30年ほど前から農地と知らず利用してしまったとのこと。始末書も添付され、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	4番	<p>14番、大久保です。4条2項について調査報告をします。</p> <p>この案件は、根本委員、日下、吉田推進委員の協力で行いました。</p> <p>申請人の方は市内小幡在住の67歳の男性の方です。申請人夫婦と田畑合わせて224aの耕作地に水稻、ハウスでアサガオナや空心菜、ホウレンソウなど季節野菜を栽培する水耕農家の方です。転用の目的は、農業用倉庫の建設です。</p> <p>事業計画書、見積書、資金計画書、計画図等関係書類もそろっており、周辺農地への影響等、何の問題もなく許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
		<p>(議案第51号)</p>
議	長	<p>議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。</p>
事	務	<p>局 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。</p>
議	長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
2	番	<p>2番、谷田川です。第1項の調査報告をいたします。</p> <p>なお、調査については、麻生、太田両地区4名で調査をまいりました。</p>

		<p>受人については市内矢幡在住60歳代の無職の女性です。渡人も同じく矢幡在住の60代の会社員の女性です。</p> <p>申請事由ですが、耕作していない土地を有効利用して太陽光発電事業を行いたいためです。区分については所有権の移転です。土地は受人の自宅からすぐ見える場所にあります。</p> <p>調査の結果、周辺農地等への影響もなく関係書類等も整っており、許可相当と調査をしましてまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	<p>13番、小沼です。2項の調査報告をします。</p> <p>この調査には、太田、麻生地区4人で調査をしましてまいりました。</p> <p>譲受人は広島県にある太陽光発電事業の法人の方です。譲渡人は行方市麻生83歳の無職の女性の方です。</p> <p>申請理由は太陽光発電設備、区分は売買による所有権移転です。今後、耕作もできず後継者もいないため、自然エネルギーの役に立ちたいと思って手放したそうです。</p> <p>場所は、麻生高校の東約300mの所になります。山林1,562㎡、原野291㎡、申請地1,416㎡ 全部で3,260㎡にパネル540枚、146kwを発電する計画です。</p> <p>事業計画書、資金計画書、残高証明書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしましてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	<p>9番、内藤です。それでは、第3項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件につきましては、根崎、風間両委員、関口、石田両推進委員さんの同行も下、調査をしましてまいりました。</p> <p>譲受人の方は市内羽生に在住する32歳会社員の男性です。譲渡人の方は東京都文京区に在住する78歳無職の女性です。</p> <p>申請事由につきましては自己用住宅の建築で、区分は売買での所有権移転です。譲受人は、現在親と同居しておりますが、子どもの成長に伴い同居する居宅では手狭になっており、自己用住宅の建築をしたいということでございます。</p> <p>現場は、国道355号 旧桃浦駅より西に50mぐらい入ったところで、路地を入</p>

った同居する住宅の反対側の土地になります。

必要書類としては、事業計画書、資金計画書も整っており、調査の結果、許可相当として調査をまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。

5 番 5番、橋本です。第4項について調査報告します。

なお、この案件は、宮内、内山推進委員の協力の下、調査してまいりました。譲受人は鹿嶋市の太陽光発電事業を行う法人です。譲渡人は市内蔵川在住の60歳代の男性です。

申請事由は太陽光発電事業を行いたいというものです。

なお、場所は、麻生東小学校付近です。区分は売買による所有権の移転です。必要書類もそろっていて、許可相当として調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、内藤です。それでは、5項、6項につきましては関連がありますので、一括で調査報告をいたします。

この案件につきましては、根崎、風間両委員、関口、石田両推進委員さんの同行の下、調査してまいりました。

5項、6項の譲受人は市内浜の法人です。

5項の譲渡人の方は市内浜に在住する68歳会社員兼農業の男性です。

申請事由については駐車場の整備、違反転用の是正で、区分は賃貸借権の設定です。

6項の譲渡人は市内浜に在住する68歳会社員兼農業の男性です。

申請事由につきましては駐車場の整備、これにつきましても違反転用の是正です。区分は売買による所有権移転です。

譲受人はこれまで従業員並びに来客者への駐車場をほかの会社の駐車場の空きスペースを借りていましたが、本年に入って工場隣接地に新たな申請地があったということで、農地法の知識もなく許可を得ず整備をしてしまったということでございます。

議	長	現場は国道355号浜より南に200mぐらい行ったところです。 必要書類としましては、事業計画書、また始末書も整っておりますので、調査の結果は許可相当として調査をしまいいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
全議	員	異議なし。(全員一致)
議	長	調査の結果は、始末書等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
3	番	異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。7項について、調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員さんの協力と事務局にも同席をいただき調査しました。 この案件は、3条の7、8項でご審議いただいた同一案件となっております。 7項の受人は土浦市で太陽光発電を目的とした3社から成る有限責任事業組合であります。 渡人は市内両宿に在住、農業の男性でございます。 申請内容は営農型太陽光発電設備ソーラーシェアリングに係る一時転用で、賃借権設定でございます。 場所は、県道島並鉾田線、化蘇沼稻荷神社より西に500mほどのところです。事業面積23,449.71㎡に781本の支柱、引込柱1本、キュービクル設備1台、PCS・パワーコンディショナー6台、集積箱12面を設置し、その合計61.42㎡を一時転用するものでございます。転用の期間は3年間、設備の下部において適切な営農を継続することが条件となっております。3年前の申請で牧草からブルーベリーに変更しており、植え付けから2年が経過したところでございます。 状況を確認しましたが、2年物の苗と5年物の苗、10種類ほどの品種を植え付けたということでございます。2年が経過し、品種により生育状況に差が出てきていること、2年物の苗の生育があまりよくないようにも見えました。意見書にもあるように、問題のあったところは指導に従い改善策を講じ、また北東部分の植え付けがされていないところについても8割の収量を確保できないおそれがあるため、速やかに対応策を講じるように指導しました。植え付けから2年しか経過していないため、現時点では収量はまだごくわずかですが、適切に営農されていることの確認ができましたので、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。

(議案第52号)

議 長 議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項から5項まで関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、椎名です。1項から5項まで関連がありますので、一括して調査報告をします。

調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。

受人は神栖市の法人です。渡人は、1項が行方市南在住の男性、2項が同市井貝在住の男性、3項が同市井貝在住の女性、4項が同市井貝在住の女性、5項が井貝在住の女性です。

申請事由は産業廃棄物最終処分場の一時転用期間の延長を求めるものです。令和4年6月3日から令和7年6月2日までです。区分は賃貸借です。

現在、搬入は終了、埋め戻しも完了し、県の検査完了が下りるのを待っている段階とのことです。行方市長による農地等の一時転用許可申請に関わる意見書、また処分場には安定5品目、廃プラスチック類、ごみくず、建築廃材、金属くず、ガラスくず及び陶器くず以外の廃棄物は処理しない等の関係書類等も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項から5項は原案のとおり可決いたします。

(議案第53号)

議 長 議案第53号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第53号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第1項の調査報告をいたします。

この案件については、高塚会長、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。

申請人は65歳行方市井上に在住する会社員の方です。

		申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付になります。 場所は行方医療センターから西へ約1 kmちょっと行ったところになります。 約30年以上前から耕作しておらず、現在は原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明の交付は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第2項の調査報告をいたします。 この案件についても、高塚会長、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 申請人は86歳東京都葛飾区に在住する無職の方です。 申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。 場所は行方医療センターから南へ約1 kmのところになります。 約40年以上前から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明の発行妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。3項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田地区4人で調査をしてまいりました。 願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。 現地を確認してまいりましたが、20年以上前より山林化しており、復元するのも困難な状況です。 場所は消防署麻生出張所東側付近になります。 証明願の発行に何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、非農地証明発行に何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。

この案件につきましては、風間、根崎両委員、関口、石田推進委員さんの同行の下、調査をしまりました。

申請人は東京都港区に在住する男性です。

願出要旨につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は鹿行消防玉造分所を北に向かって入ったところで、20年以上以前から耕作しておらず原野化している状況でございました。

農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をしまりました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、非農地証明を発行することは妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定をいたします。

（議案第54号）

議 長 議案第54号 行方市農業振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第54号 行方市農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に係る意見決定について説明する。

別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思えます。令和4年6月3日付で行方市長より農業委員長あてに農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回は4件案件がございます。

議 長 それでは、1項ごとに審議をします。

1 0 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

10番、本澤です。第1項の調査結果についてご報告をいたします。

この調査には、清水、近藤両委員さん、そして横田、大原推進委員さんの協力の下、調査をしまりました。

申出者は市内小貫在住の公務員の男性です。自己用住宅建設のため、市内緑ヶ丘の土地2,002㎡のうち497㎡の農振除外の申請です。

場所的には、国道354号セレモニーホール鳳泉の南側200mぐらいのところ です。周辺農地への影響も考えられず、残った農地に関しては兄弟が耕作するとのことでした。

以上のことから何の問題もないものと調査をしまりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。

議 3	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、近藤でございます。2項について調査報告をいたします。 現地調査は、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員さんで行いました。 除外申出地は、国道354号沿い原運輸から北へ1kmほどのところでございます。 除外申出理由について、自己住宅を建設するに当たり妻の実家に近く2人とも働いているため両親の協力をもらえることと、ほかにふさわしい土地がなかったためということでございます。申し出の面積は2,736㎡のうち499㎡となります。 事業の必要性、周辺農地の営農にも大きな支障を及ぼさないため、変更もやむを得ないものであると判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、変更もやむを得ないということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議 1 0	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 第3項の調査結果についてご報告をいたします。 この調査にも清水、近藤両委員さん、そして横田、大原両推進委員さんのご協力の下、調査をまいりました。 申出人は市内小貫在住会社員の男性です。両親と子どもたちと一緒に同居を現在しておりますが、家が手狭になり自己用住宅の新築の計画をいたしましたところ、父が耕作しているおじ名義の土地1,960㎡のうち293.2㎡の農地の農振除外の申請であります。 場所的には、マルキタ出荷組合の南側300mぐらいのところであります。 周辺農地への影響も考えられず、何の問題もないものと調査をまいりました。 皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議 1 1	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、風間です。4項の調査報告をいたします。 今回の調査は根崎、内藤両委員さんと推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。 申請者は水戸市に本社のある建設用機械車両などのリースを運営する法人です。 申請事由は、近年の機械リース利用の高まりから既存施設の面積では手狭になったため、既存施設を拡張し資材置き場及び駐車場を確保したいとのことでした。

		場所は、芹沢地区上山セブンイレブンより西に50mほどのところ です。調査の結果、関係書類もそろい問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく お願いします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議 ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定を いたします。
		(議案第55号)
議	長	議案第55号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたしま す。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第55号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する（別紙議案書の とおり）。 別紙資料ナンバー2をご覧ください。農用地利用集積計画総括表でご説明いたしま す。 新規設定37件、83筆、127,242㎡。 続いて、更新の設定で12件、22筆、52,509㎡となります。 新規、更新合計といたしまして49件、105筆、179,751㎡となります。 続いて、次のページ、農用地利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、 設定者土地、権利の内容、期間、賃借料が記載されております。ご確認願います。 以上です。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定と いたします。
		(議案第56号)
議	長	議案第56号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての 件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第56号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説 明する。 別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農 林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。2枚目、農地中間管理事 業総括表でご説明いたします。 新規設定、田11件、15筆、20,526㎡、畑が3件、3筆、14,783 ㎡、合計で14件、18筆、35,309㎡となります。

次のページ、農用地利用集積計画一覧におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が掲載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を決定といたします。

（議案第57号）

議長 議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意思決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

令和4年5月20日付で行方市長より行方市農業委員長あてに農用地利用配分計画に関わる意見を求められております。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。計画案が22筆、39,091㎡となります。詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認をいただきたいと思います。

なお、議案第56号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

（議案第58号）

議長 議案第58号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第58号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について説明する。

別紙資料ナンバー5をご覧くださいと思います。

令和4年農業委員長・事務局長会議において、農業委員及び農用地最適化推進委

員1人当たり毎年1部の新規購読者の確保を図ることとなりました。普及推進強調月間としまして前期が7月から8月、後期が10月から11月、1人当たり1部以上の普及購読者の確保をお願いしたいと思います。

推進活動によりまして新規購読者がおられましたら、緑色の用紙、本日配付しておりますエコバックのほうに同封しております。申込書をご記入いただいたものを預かっていただき、事務局へ提出していただくようお願いいたします。

なお、今回、普及資材として1人当たり1部のエコバックを配付しておきますので、普及推進にご活用いただければと思います。まだ在庫はありますので、追加で普及資材が必要な方につきましては申し出ていただければと思います。以上です。

議 長 今、事務局より説明がありました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なし認め、全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件について、原案のとおり決定をいたします。よろしく申し上げます。

(議案第59号)

議 長 議案第59号 農業者年金加入推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第59 農業者年金加入推進について説明する。

別紙資料6をご覧くださいと思います。

内容としまして、令和4年度農業者年金推進対策といたしまして、茨城県におきまして161人の加入確保を目標としております。県のほうで定めた市町村別農業者年金加入目標ですが、行方市におきましては今年度も昨年と同様、加入目標12名と設定されております。認定農業者を中心とした加入推進名簿を作成しましたので、この方々を中心に推進していただければと思います。

また、名簿の中には、現在受給されている方も入っておりまして、実際に受給されている方の後継者ですと理解があるかと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。

また、名簿に関係なく推進のほうをよろしくお願いしたいと思います。

なお、この名簿につきましては、個人情報となっておりますので、取扱いに十分ご注意くださいと思います。

活動に当たっては、旧町単位の推進班を整備しまして、なおかつ地区ごとの推進強化者を選定していただいて、加入推進を行っていただければと思います。

なお、推進の際に要望がありましたら事務局のほうも同行させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

加入推進強化月間としまして9月から10月、1月から3月と設定しておりますので、推進をよろしくお願い申し上げます。推進活動を行いましたら、加入推進記録簿を記入していただきまして、加入状況の報告、活動状況の報告をお願いしたいと思います。

す。以上です。

議 長 ありがとうございます。

1 0 番 それでは、審議をお願いいたします。何かご意見等ございますでしょうか。

事 務 局 今回の事務局のほうで認定農業者の名簿とかとありましたけれども、委員さんにつきましては、年金の資料というハンドブックの中に入っているかと思っておりますので、そちらに入れさせていただいております。あくまでも事務局で拾った名簿となりまして、農業者まだいるかと思っておりますので、名簿に関係なく推進に当たっていただければと思います。よろしく申し上げます。

1 0 番 これはしばらく載せておくの。

事 務 局 はい。

議 長 そのほか何か、委員の方、推進委員の方、ご意見ございますか。

1 2 番 1 2 番、根本です。例えば話しかけてちょっと興味がありそうな感じの場合に、どういうふうに手続に持っていけばいいんですか。

事 務 局 事務局も同行しますが、加入する意思があるということであれば、あとは早めに手続したほうがいいよというのを働きかけるしかないの、農協に行って手続してくださいと言えばそれまでになってしまうんですけども、詳しい説明を求めるということであれば、事務局や県の農業会議、もしくは農業者年金基金の推進員が同行しまして、推進を図ります。

1 2 番 一応声をかけて、いい返事がありそうだなというときに説明に農業委員も一緒に行って説得するということですかね。

事 務 局 そうですね、推進を図るということです。

できれば、若い農業者で先々積立てして行って有利になる方を率先して推進図っていただければと思うんですけども、あとは農業経営がうまくいって余裕ができた50代、55歳からでも60歳まで入れるので、そういった方も対象として幅広く推進してもらえればと思います。

議 長 行方市は推進の対象者が県内で2番目ぐらいに多いもので、なるべく多くの皆さんにお声がけをしていただいて、推進していただきたいと思っております。

そのほか何かありますか。

それでは、審議のほうをお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なし認め、農業者年金加入推進について、原案のとおり決定といたします。よろしく申し上げます。

(議案第60号)

議 長 次、議案第60号 農地パトロールについての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第60 農地パトロールについて下説明する。

別紙のとおりということで、資料ナンバー7のほうをご覧いただきたいと思いま

す。

農地パトロール、農地利用状況調査について7月から9月にかけて実施するという
ことで提案させていただくものでございます。

実施区域につきましては市内全域、実施内容につきましては新たな遊休農地を確認
しまして、再生可能のA分類を軽い荒廃と重い荒廃に分け、再生困難なB分類に分
けていきます。分類の判断基準につきましては、この裏面に例を載せていますの
で、参考にしていただければと思います。

2点目としまして、遊休農地となっていた農地で、自ら耕作したいと前回意向調査
で回答した農地は、解消されているかの確認をしていきたいと思ひます。

実施時期につきましては、一斉パトロールにつきましては7月14日から26日ま
で、予備日が27日から29日までとしています。

また、今回一斉パトロールのほかに個別パトロールということで入れさせていただ
きまして、こちらにつきましては地区ごとに農業委員さん、推進委員さんのみで、
一斉パトロールで残った農地、各地区10か所程度は最低でも8月から9月につ
いて調査のほうをお願いしたいと思ひます。

また、調査体制ということですが、2枚目のほうをご覧くださいと思ひます。
農業委員、推進委員、それから事務局の職員ということで、3名から4名とい
うことで行ってきたいと思ひます。班の編成につきましては、7月14日から26日
までの日程ということで5つに分けさせていただきまして、各地区5班から6班に
分けて組ませていただきました。予備日のほうが7月27日から29日まで設け
させていただきまして、都合が悪いときには予備日に行うような形で調整させ
ていただきます。お早めにご連絡いただきたいと思ひます。

人数が少ない中で今回組ませていただきましたので、欠席扱いということではな
くて別な日に実施し、全員が参加するということをお願いしたいと思ひます。

個別の調査もしていただいた後、事務局のほうで取りまとめをしまして、A分類
の農地につきましては、11月から12月にかけて意向調査を発送する予定でござ
います。意向調査を取りまとめましたら、1月の総会時に結果報告のほうを麻生地
区につきましては橋本委員、北浦地区につきましては根本農地副会長、玉造地区に
つきましては風間農地副会長代理により報告のほうをお願いしたいと思ひます
ので、よろしくをお願いしたいと思ひます。以上です。

議 長
1 2 番

ここで、根本農地部会長よりご報告をお願いいたします。

12番、根本です。農地パトロールについてのお願いをさせていただきます。

5月20日に農地部会を開催し、農地パトロールにつきまして協議をいたしまし
た。7月に農地パトロールを実施し、市内全域の農地利用状況調査をすることとな
りました。各地区の日程及び担当につきましては、事務局説明のとおり資料ナンバ
ー7に記載されておりますので、確認のほうをよろしくをお願いいたします。

また、今年は一斉パトロールの後、8、9月にも個別パトロールを実施しますの
で、あわせてご協力をお願いします。季節がかなり暑くなると思われませんが、熱中
症等には十分気をつけて実施してまいりたいと思ひますので、皆様のご協力をよ
ろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

1 番 それでは、審議のほうをお願いいたします。何かご意見ございますか。

事務局 画像って前何か農地パトロールでやったときに撮ったと思うんですけども、この
1 番 マニュアルでは撮らなくていいんですか。

事務局 画像まで撮ると、結構大変かなというのがありまして……。

1 番 やってみたいです。

事務局 であれば、画像のタブから写真を撮ることができますので、できる方は撮っていた
1 番 できれば事務局のほうで集約はできるので。

事務局 分かりました。今と同じ質問で、個別で見ても歩くということなんですが、結果とし
てはどうなんですか、これどういうふうに……。

1 番 事務局のほうで、今ちょっと候補地を拾い出しているところなんですけれども、実
施前にバックアップを取って、それで変更があったところ、それを一覧にして拾い
上げますので、それで集計します。

1 番 その判断をして事務局へ報告すればいいということ。

事務局 いや、タブレット上で入力してもらえれば、事務局のほうで拾い上げられますの
で、全てタブレット上でお願いします。

議 長 そのほかございますか。大丈夫ですか。

全 員 それでは、ご異議のほうございませんか。

議 長 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、農地パトロールの実施体制については原案のとおり決定といたし
ます。

（報告第28号）（報告第29号）（報告第30号）
（報告第31号）（報告第32号）

議 長 次に、報告第28号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認
について、報告第29号 制限除外の移動届の受理について、報告第30号 農地
法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第31号 農地法第1
8条第6項の規定による通知書の受理について、報告第32号 農業委員及び農地
利用最適化推進委員活動状況について、以上の案件について一括して事務局より説
明を願います。

事務局 報告第28号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認につい
て説明する（別紙議案書のとおり）。

別紙資料8をご覧くださいと思います。農地所有適格法人は、毎年事業年度終
了後3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないこととな
っております。今回は5月11日から6月10日までの1か月間に報告書を提出い
ただいたものにつきまして報告いたします。

今回は2つの法人から報告がございました。農地所有適格法人は4つの要件を満
す必要がありまして、1つ目が法人形態要件で会社形態であること。2つ目が事業
要件で主たる事業が農業であること、農業と関連事業が売上の過半を占めること。

3つ目が構成員要件で、農業常時従事者、農地提供者、市町村農協などの農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権2分の1未満であること。4つ目が役員要件で、業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事し、さらにその役員または事業の使用人のうち1人が60日以上農作業に従事することとなっております。

今回の報告書の提出のあった農地適格法人につきましては、4つの要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

報告第29号 制限除外移動届の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第32号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。

議 長 ありがとうございます。
全 員 報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。
議 員 異議なし。（全員一致）
長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後4時15分

議 長 本総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これで第6回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。